

(別表1)

事業継続力強化支援計画

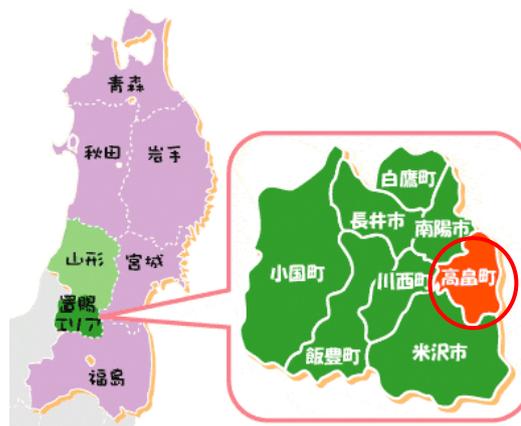
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

〔地域の概要・立地〕

- ・高島町は置賜盆地の東端に位置し、東部の奥羽山脈から西部の最上川に向かって広がる扇状地に拓けた町である。東に奥羽山脈、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた置賜盆地に位置するため、夏の暑さは厳しく、冬も厳寒傾向にあり、特に冬季は大陸からの季節風により多量の降雪がある。また、昼夜の寒暖差が大きいことで、果樹等の栽培も盛んである。
- ・県内陸部を縦断する山形新幹線や国道13号線、東北中央自動車道が町西部を走っており、当町は置賜地区の中心である米沢市の他、首都圏から県都である山形市を繋ぐ交通の要所にある。



〔洪水:ハザードマップ〕

- ・町西部を最上川が流れ、奥羽山脈を水源とする屋代川や砂川といった最上川の支流が町内を流れており、豪雨時にはこうした河川の増水による浸水被害が想定されているほか、町北部および南東部には農業用水の確保を目的としたため池が複数あり、ため池堤防の決壊による浸水被害も想定されている。
- ・高島町防災マップによると、河川の増水またはため池堤防の決壊により、住宅や事業所が集積する市街地の約6割程度が浸水の被害を受けると想定しており、当会がある高島地区の市街地についても、最大0.5m未満の浸水が想定されている。また、最上川に近い西町西工業団地や高島西工業団地、砂川が流れ最上川との合流地点に近い糠野目工業団地においては最大3mの浸水が想定されている。
- ・当町は、これまでも数々の水害に見舞われてきており、昭和42年(1967年)の羽越水害のほか、近年は令和2年7月豪雨、令和4年8月の大雨などで大きな被害を受けている。
- ・羽越水害で発生した堤防決壊を受け、当町を含む置賜地方全域で治水機能の強化を目的とした河川の改修等が図られたが、令和4年8月の大雨被害については、豪雨により水位が高くなった河川に雨水を排出できないことで発生する内水氾濫が発生しており、道路冠水や住宅への浸水(床上浸水6件、床下浸水11件)などが発生した。



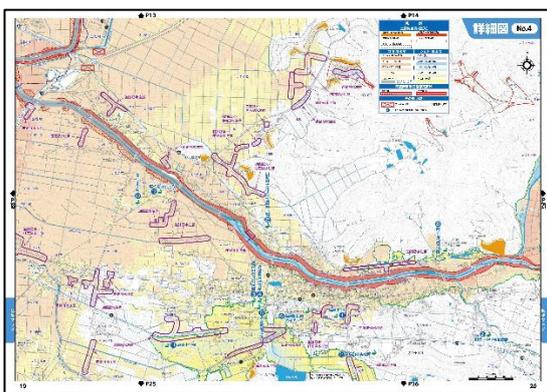
令和2年7月豪雨での排水作業



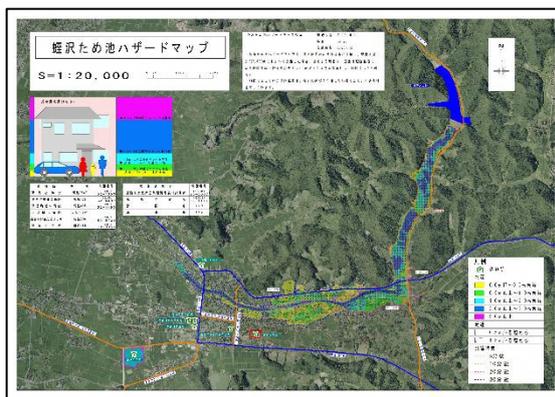
令和4年8月大雨での浸水被害

〔土砂災害:ハザードマップ〕

- ・当町の防災マップによると、町東部の奥羽山脈から広がる谷底平野付近の傾斜地を中心に土石流の発生が想定されている。土石流の被害については発生個所のみならず、河川の流れて沿って被害が広範囲に及ぶことが想定されるため、町内を流れる屋代川、砂川の各河川においても発生個所から最上川までの合流地点に至るまで、河川の両脇数十メートルの範囲にわたって土石流特別計画区域に指定されている。
- ・また、奥羽山脈に続く山地から盆地部になる周縁部においても、住居等が密集している地域が複数あり、住居のすぐ背後の斜面が急傾斜特別警戒区域に指定されている箇所も多い。特に竹森、塩森の両地区については、住居や工場等が多く立地しており、周囲に高い山や河川がないため平時は危険を感じさせない場所である分、土砂災害への警戒が特に必要である。



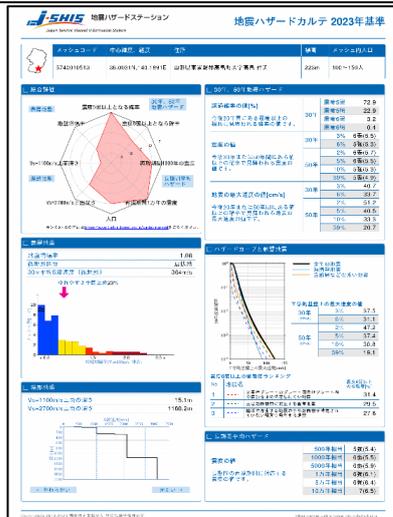
高島町防災マップ (高島地区)



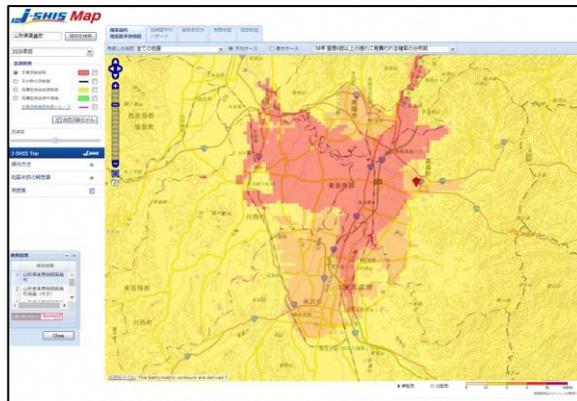
ため池ハザードマップ (蛭沢ため池)

〔地震:J-SHIS〕

- ・地震ハザードステーションの2020年版確立論的地震予測地図によると、鉄道や高速道路といった交通の要所含む当町の広い範囲で今後30年以内に震度6弱以上の地震が26%以下の確率で発生すると推定されている。
- ・町西部の扇状地の外縁部は、泥等の堆積物からなる軟弱な地盤であり、長井盆地西縁、山形盆地の断層帯において大規模な液状化が発生する可能性が指摘されている。
- ・山形県が実施した山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度)、および長井盆地西縁断層帯被害想定調査(平成17年度)によると、山形盆地断層帯地震では最大でマグニチュード7.8、長井盆地西縁断層帯地震ではマグニチュード7.7の地震発生の可能性があると示されている。
- ・当町では山形盆地断層帯を起因とする地震で震度6強、長井盆地西縁断層帯を起因とする地震で震度7が想定されており、地震による建物の損壊(半壊以上)についても、山形盆地断層帯地震で2,000棟、長井盆地西縁断層帯地震で4,232棟の被害が想定されている。
- ・当町は冬季には平地で80cm程度の積雪があるが、地震発生が冬季である場合、屋根への積雪により被害が増大する可能性が指摘されており、建物被害については夏季と比べて1.1~1.2倍程度被害が増加すると試算されている。



J-SHIS 地震ハザードステーション
「地震ハザードカルテ」



J-SHIS 地震ハザードステーション
「確率論的地震動予測地図」

〔感染症〕

- ・ 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。国家を跨いだ経済活動が進展した現代においては、感染症の感染拡大が急速に拡大することも想定される。2020年（令和元年）に発生した新型コロナウイルスについても、本町にかぎらず全国的に感染が拡大し、往来制限や営業自粛をはじめとする経済活動が長期間にわたって停滞し、企業の経営環境に大きな影響を及ぼした。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず、今後も感染力の高い感染症の感染拡大時に向けた対応を図るため、町との正確な情報共有を図っていく必要がある。

(2) 商工業者の状況

令和3年の経済センサスを基本とした山形県の資料では、当会管内の商工業者数は907事業者であり、うち小規模事業者数は749事業者となっており、小規模事業者の全体に占める割合は約82.6%となっている。

〔業種別商工業者の内訳〕

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	156	149	町内広くに分散している
製造業	113	78	町内広くに分散しているが、最上川および砂川沿いの工業団地に大規模な事業所が立地している
卸売業・小売業	239	168	町内広くに分散している
飲食店・宿泊業	94	81	町内広くに分散しているが、特に高島地区および糠野目地区に集積している
サービス業	253	238	町内広くに分散しているが、特に高島地区および糠野目地区に集積している
その他	52	35	町内広くに分散している
計	907	749	

令和3年経済センサス-活動調査における小規模事業者等についてー山形県産業労働部

(3)これまでの取り組み

①当町の取り組み

- ・高島町地域防災計画、高島町国土強靱化計画の策定
- ・高島町防災マップ、ため池ハザードマップの作成
- ・高島町総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・事業所 BCP 策定に対する助成支援

②当会の取り組み

- ・事業所 BCP に関する国の施策の周知
- ・山形県火災共済協同組合や「商工会のビジネス総合保険」「商工会の休業補償制度」取扱損害保険会社と連携した損害保険等への加入促進
- ・商工会災害状況報告システムの活用による迅速かつ効率的な被害状況の把握

II 課題

当町における小規模事業者への防災・減災対策への支援課題については次のとおりである。

(1)事業所BCPの策定が進んでいない

- ・既に BCP を策定している事業者は、町内でも一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が限られている小規模事業者については、そのほとんどが策定していない状況にあると想定される。
- ・本町における事業所 BCP 策定状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、町、商工会の連携による取り組みがなされていない状況であり、さらなる推進のためには連携による取り組み強化を図る必要がある。

(2)マンパワー不足と支援スキル不足

- ・実際に災害が発生した場合の緊急時の対応について、当会では緊急連絡網の作成にとどまり、災害時の事務局体制や情報収集、また被災事業者への支援を行っていくためのマニュアルについては整備されていない状況である。加えて平時、および緊急時の具体的な対応ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・本会では日頃の巡回および窓口相談において、事業計画策定の支援を行っているが、事業者の BCP 計画の策定については、災害リスクの分析と保険および共済に対する十分な知識が必要であり、専門知識やノウハウを持った経営指導員等職員が不足している状況で十分に支援できていない。

(3)感染症へのリスク管理不足

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本会では体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄を行ってきており、町内事業者に対してもその必要性について周知を行ってきた。
- ・10～40 年の周期で発生する新型インフルエンザの発生等、新型コロナウイルスに限らず新たな感染症への対応は引き続き必要であり、必要備品の備蓄やリスクファイナンス対策としての損害保険への加入等の必要性について周知を図ることが必要である。

Ⅲ 目標

高島町地域防災計画に基づき、中小・小規模事業者に対する大規模自然災害等に備えた事前の備えとして事業継続計画（BCP）の策定促進を進めていくほか、特に小規模事業者に対しては被災後のいち早い復旧を支援するため、町・商工会が一体となって以下の取り組みを実施する。

(1)町内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

- ・町内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクについて認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

(2)速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・災害発生時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会および当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・災害発生後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

当会および当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・高畠町地域防災計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1)小規模事業者に対する災害等リスクの周知

〔巡回・窓口指導及び広報等による普及啓発〕

- ・経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業者の立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、冷静に対応することを周知するとともに、感染症の拡大が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増加等）を軽減するための対策や今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業所BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・商工会報や町広報、商工会ホームページ等において、国等の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業所BCP策定に取り組む事例等の紹介等を行う。

〔職員の支援スキルの向上〕

- ・事業継続計画の策定支援に必要となる知識を全国商工会連合会が提供する「経営支援員等WEB研修」を受講することで習得する。
- ・損保会社等と連携し、職員向けの勉強会を通して経営指導員等が損害保険や共済などの内容を習熟させ、計画実施支援に必要となる知識、スキルを習得する。

〔リスク管理のチェックとリスク軽減策の提案〕

- ・当会で毎年実施する会員巡回の強化期間において、経営リスクの現状把握と現状の備えについてヒアリングやチェックシートなどを用いて認知度を高めていく。
- ・全国商工会連合会作成の「リスク管理チェックシート」を活用し、マンパワー不足の小規模事業者が多岐にわたる経営リスクを簡易的に把握し、事業者自身が事業環境の変化に対応しながらリスク軽減への取組を行えるよう提案する。
- ・備えが出来ていないリスク軽減のために必要となる損害保険等の紹介や見直しに係る相談を実施する。



リスク管理チェックシート

〔事業所BCP策定支援・セミナー開催〕

- 管内小規模事業者に対し、「山形県版 BCP モデル」を支援ツールとして活用し、事業所 BCP（簡易的計画含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2)商工会自身の事業継続計画の作成

- 高島町商工会大規模災害マニュアル（令和 6 年 1 月 24 日に策定済み）

3)関係団体等との連携

- 経営指導員等の職員を対象とした関係団体や損保会社等が開催する研修に参加し、リスクマネジメントや小規模事業者向け BCP 策定などの支援スキルを習得する。
- 全国商工会連合会と連携協定を締結した損保会社等に専門家の派遣を依頼し、管内事業者に対して普及啓発セミナーや損害保険、生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4)フォローアップ

- 当会で毎年実施する会員巡回の強化期間において、ヒアリングシートに新たに項目を追加し、小規模事業者の事業所 BCP 等取組状況の確認を行い、調査結果をもとにフォローアップにつなげていく。
- 当会および当町で適宜、電話やメール等で支援情報等を共有する他、必要に応じて連絡会議を開催し、状況確認や改善点等について情報を共有する。

5)当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度 6 弱以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 災害発生後の対策>

- 自然災害等による発災時には、人命保護を第一として、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1)応急対策の実施可否の確認

〔安否確認の対象と目安時間〕

- 安否確認の際は、「本人・家族の被災状況」「近隣の家屋被害や道路状況などの大まかな被害状況」「業務従事の可否」について可能な限り情報を収集する。

区分	対象と目安時間	
高島町商工観光課	職員	発災後 1 時間以内に携帯電話（Eメール・LINE グループを含む）にて確認
高島町商工会	職員	発災後 1 時間以内に携帯電話（Eメール・LINE グループを含む）にて確認
	三役	発災後 3 時間以内に携帯電話（Eメール・LINE グループを含む）にて確認
	役員	発災後 1 日以内に携帯電話（Eメール・LINE グループを含む）にて確認
	会員	発災後 2 日以内に役職員を通じて地区毎の会員安否を確認

〔安否確認結果の連絡窓口〕

- ・発災後 1 時間以内には、当会と当町で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

区分	安否結果の連絡窓口		報告先
	第 1 順位	第 2 順位	
高島町商工観光課	課長	課長補佐	災害対策本部等
高島町商工会	事務局長	課長	山形県商工会連合会

〔被害状況のデータベース化〕

- ・「商工会災害状況報告システム」を活用し、被害状況を随時データベース化し共有する。
 ※商工会災害状況報告システム主な入力項目
 事業者名、地区、人的被害状況（経営者・家族・従業員の安否）、物的被害状況（店舗工場、商品・製品、設備・備品等の状況）、被害額、状況写真、他（必要な物資、要望等）
- ・出勤不可能となることも想定されるため、入力手順、パスワードは当会職員で共有する。

〔感染症への対応〕

- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、高島町インフルエンザ等対策行動計画における高島町インフルエンザ等対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等を把握、共有した時点において、当会および当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

〔被害規模の目安と想定する応急対策の内容〕

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	① 応急相談窓口の設置、相談業務 ② 被害調査、経営課題の把握 ③ 支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の 1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	① 応急相談窓口の設置、相談業務 ② 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

〔被害情報等の共有間隔〕

・本計画により、当会および当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～1週間	1日に2回（10時16時）共有する
1週間～2週間	1日に1回（16時）共有する
2週間～1か月	2日に1回（16時）共有する
1か月～	1週間に1回共有する

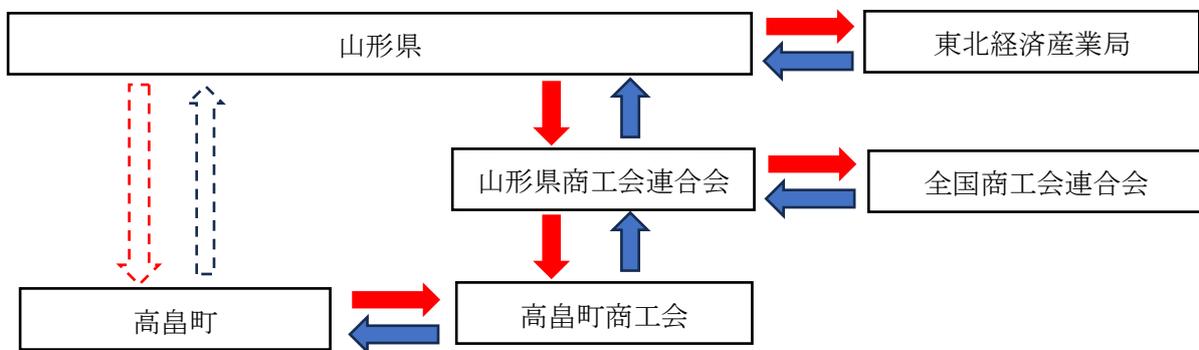
※なお、災害の発生日を0日目として起算する。

〔感染症に対する対応〕

・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、事務局機能の維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、当会は町災害対策本部の指示を踏まえ、町と協議のうえ、被災地域での活動について決定する。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報は、当会又は当町より山形県へ報告する。
※当会では、「商工会災害状況報告システム」を活用し、山形県商工会連合会を通じて山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県へ報告する。



<4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援>

1) 特別相談窓口の開設

- ・当会は、町と協議の上、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を開設する。
- ・国、県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置する。
- ・感染症の場合においても、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 地区内小規模事業者等の被害状況確認

- ・災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施する。
- ・安全確認後の巡回訪問による聞き取りにあたっては、商工会災害状況報告システムへの報告項目を参考に、被害項目等を予め記載したヒアリングシートを作成し、迅速な被害状況の把握に努める。

〔時間経過とともに必要な調査等〕

時間経過	被害調査の内容	確認方法
発災直後 ～2 日程度	・安否・人的被害の確認調査(生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話等による聞き取り
	・大まかな被害の確認調査(職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
安全確認後 ～1 週間程度	・直接被害の確認調査(非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問等による聞き取り
	・間接被害の大まかな確認調査(再開可否、商品・原材料調達状況、風評等)	
発災 3 日後 ～2 週間程度	・経営課題の把握調査(事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問等による聞き取り
	・間接被害の確認調査(売上減、経費増、風評被害等)	

3)被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、相談窓口をはじめとして、巡回、電話、ホームページ、会報等、可能な限りのあらゆるツールにより小規模事業者へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

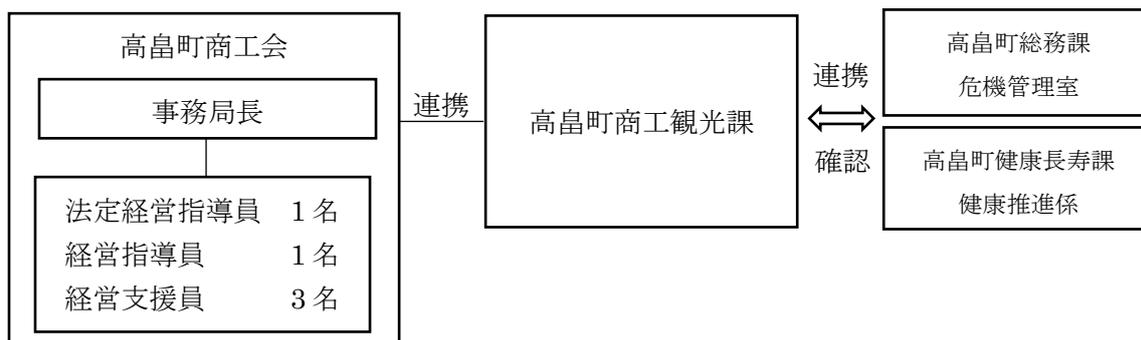
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：金子 圭一

連絡先：高島町商工会 TEL：0238-52-0576

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの規格や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

高島町商工会

〒992-0351 山形県東置賜郡高島町大字高島 940-2

TEL:0238-52-0576 FAX:0238-52-0577

②関係市町村

高島町商工観光課

〒992-0351 山形県東置賜郡高島町大字高島 436

TEL:0238-52-2019 FAX:0238-52-1543

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・BCPセミナー開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・防災、感染防止対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金(国・県・町)、自己財源(会費・手数料・受託料・雑収入)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

